

期 間 令和3年5月19日（水）から令和3年5月28日（金）  
出席委員 黒岩史郎会長、菊地謙副会長、江間由紀夫委員、渡辺浩隆委員、菅野麻希委員  
※ 篠田紫織委員、多田康一郎委員、松村桂子委員、井手勝則委員、岩橋直也委員、  
山本幸子委員、高木由美子委員、櫻澤美智子委員、飯高優子委員、  
西出信夫委員、會澤奈穂子委員、勝又和久委員、森井真理委員、三浦健委員、  
林宏幸委員（鎌ヶ谷市社会福祉課長）、館岡文委員（鎌ヶ谷市健康増進課主幹）  
※書面会議のため出席委員は回答委員になります。

回答状況 委員数21人 回答数21人

添付資料

資料1 書面会議資料

資料2 障害者相談支援事業「なしねっと」令和2年度実績報告資料

資料3 基幹相談支援センター「えがお」令和2年度実績報告資料

資料4 「第5期鎌ヶ谷市障がい福祉計画・第1期鎌ヶ谷市障がい児福祉計画」の令和  
2年度実績報告資料  
令和2年度第6回鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会・意見提出票

内容

## 1 はじめに

今回の会議は、令和3年度最初の会議ですが、鎌ヶ谷市は令和3年5月31日まで「まん延防止等重点措置」が適用されており、参集しての会議開催が困難であるため内容を最小限にとどめ文書のやり取りによる書面会議として実施するものです。

## 2 委員の皆様にご報告させていただく内容について

報告させていただく議題は、(1)、(2)の2つになります。

(1) 令和2年度の「相談支援事業」、「基幹相談支援センター」の実績報告について

(2) 令和2年度の「第5期鎌ヶ谷市障がい福祉計画・第1期鎌ヶ谷市障がい児福祉計画」の実績報告について

## (1) 令和2年度の「相談支援事業」、「基幹相談支援センター」の実績報告について

### ご意見

- 委員 相談支援事業所が1ヶ所となり相談件数が減少しているのではないかと思います。「なしねっと」さん、「えがお」さん、どちらも十分な業務をなされておられますが、主な相談事例からは相談先に困っておられる例も見られており、相談支援事業所数についてご検討いただきたいと思います。
- 事務局 令和元年末にそれまで相談支援事業を受託していた「サポートネット鎌ヶ谷」が閉所となったため、相談支援事業はそれまでの2事業所体制から「なしねっと」の1事業所体制となっています。相談支援機能の強化は引き続き重要な課題になっていますので、相談支援事業所の数についても検討していきたいと思います。
- 委員 資料3（基幹相談支援センター「えがお」令和2年度実績報告資料）1ページ（1.相談人数）の「障がい者」の分類のうち「その他\*1」（身体障がい、重度心身障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病の7分類以外の事由によるもの）が新規67、継続310、計377とほかに比べて多くなっているがこの内訳を知りたい。
- 事務局 「その他\*1」については、主に障がい確定していない方や、障がいをお持ちの方のご家族からの相談件数を計上しています。基幹相談支援センターは、障がいの疑いを含めた方を対象に相談を受けていますので、「その他\*1」の件数が多いということは地域で相談先に困っている方が相談することのできる場所の1つとなっていると考えています。
- 委員 「えがお」、「なしねっと」以外に身体障害者相談員及び地域相談員の制度もありますが、そちらの実績報告はないのでしょうか。違いが良く分かりません。
- 事務局 鎌ヶ谷市では、身体障害者福祉法第12条の3（※1）及び知的障害者福祉法第15条の2（※2）の規定に基づき「鎌ヶ谷市身体障がい者相談員等設置要綱」を定めて「身体障がい者相談員」と「知的障がい者相談員」を設置しています。
- 市から委託された相談員が身体障がいをお持ちの方と、知的障がいをお持ちの方からの身近な相談窓口となっています。また、千葉県でも「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づいて、同様に「地域相談員」を設置しています。
- 鎌ヶ谷市で委嘱している「身体障がい者相談員」（5名）と「知的障がい者相談員」（1名）は、全員千葉県の「地域相談員」も兼務しています。
- 令和2年度の年間相談件数は、「身体障がい者相談員」「知的障がい者相談員」合わせて13件でした。

#### ※1 身体障害者福祉法 第12条の3（身体障害者相談員）

市町村は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあっては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

3・4・5（略）

※2 知的障害者福祉法 第15条の2（知的障害者相談員）

市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

3・4・5（略）

## (2) 令和2年度の「第5期鎌ヶ谷市障がい福祉計画・第1期鎌ヶ谷市障がい児福祉計画」の実績報告について

### ご意見

委員 計画に対して大幅に実績が増加している項目について考えられる理由や今後の対応について教えてください。自立訓練（生活訓練）、就労定着支援、共同生活援助（グループホーム）

事務局 ・自立訓練（生活訓練）

平成30年度に市内に自立訓練（生活訓練）の事業所ができたことにより増加したものと考えています。

・就労定着支援

平成30年度から新しく始まったサービスでありその内容が少しずつ浸透してきたことにより増加したものと考えています。

・共同生活援助（グループホーム）

親亡き後の不安や障がい者が自立して地域で暮らしていくという考え方が浸透してきていることにより増加したものと考えています。

「第6期鎌ヶ谷市障がい福祉計画」（令和3年度から令和5年度）では、令和元年度までの増加傾向の実績を踏まえて計画値を設定しています。

委員 令和2年度の実績では、新型コロナウイルス感染予防の影響が大きく反映されているものと思います。令和元年度との単純な比較で今後のサービス見込みがなされないように注意してください。各事業における新型コロナウイルス問題の影響を精査していただければと思います。

事務局 実績の数値が大きく減少している以下の4事業（①同行援護、②手話通訳者・要約筆記者派遣事業、③移動支援事業、④短期入所）については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う影響が大きく表れたと考えています。

①同行援護（1ヶ月あたりの実利用者数）前年度比52パーセントの減少

②手話通訳者・要約筆記者派遣事業（年間延べ利用件数）前年度比57パーセントの減少

③移動支援事業（1ヶ月あたりの延べ利用時間）前年度比20パーセントの減少

④短期入所（1ヶ月あたりの実利用者数）前年度比51パーセントの減少

---

①から③の3事業については、移動に伴う支援であり2回の緊急事態宣言の発出による外出自粛の影響を強く受けたものと思われます。

また、④の事業も、感染拡大防止の観点から施設への人の出入りを少なくするため短期入所の受入れを取り止めるなどの対策をとった施設があったことが影響したものと思われます。

---

※3 令和2年度中に千葉県に出された緊急事態宣言1回目：令和2年4月7日～令和2年5月25日、2回目：令和3年1月7日～3月21日。

以上、会議の経過を記録し、相違ないことを証するため次に署名する。

令和3年6月30日

氏名 三浦 健 \_\_\_\_\_

氏名 飯高 優子 \_\_\_\_\_